

滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援事業
業務委託公募型プロポーザルにかかる質問の回答

質問1 電話問合せ対応について、稼働する曜日や時間帯にご指定はありますでしょうか。

回答1 問合せ対応を行う曜日や時間帯については、平日 9 時 30 分～17 時 00 分(土・日・祝日を除く)を想定しておりますが、特に指定はありません。

質問2 電話問合せ対応について、契約期間中は音声を録音・保存してもよいでしょうか。

回答2 問題ありませんが、録音・保存にあたっては各種法令やガイドライン等を遵守していただくようお願いいたします。

質問3 仕様書7(1)オ「再提出が不要となるようシステム構築・前回事業データ(申請内容・資料等)は県から提供」とありますが、前回事業データはどのような形式で提供いただけますか？今回取得事項の基本情報は全てデータ形式でいただけるという理解でよいでしょうか。添付書類については、各書類の有無をデータでいただき、書類は各 PDF・画像ファイルなど個別ファイル単位で提供いただくことになりますか？

回答3 前回の申請に関するデータについては、申請内容等はエクセルデータ形式で提供し、申請の際の添付資料については PDF 形式で提供する予定です。前回事業(令和 5 年 4 月から令和 6 年 5 月分までを対象に支援した特別高圧電力料金負担軽減支援事業)において、申請の際に入力された基本情報については、データ形式かつ個別ファイル単位で提供いたします。

質問4 前回事業支給者からの申請の際の確認は、①申請者が各項目について「前回申請済」「前回から変更無し」という申し出だけでOKとする②前回申請データの有無を申請時にシステム表示させ、変更の有無を申し出ベースで確認していただく③前回申請内容を申請画面に表示させたいうえで、変更の無いことを確認させる上記①～③いずれを想定されていますか？

回答4 特に指定はありませんので、ご提案によります。

質問5 (質問4に関連して)上記③とする場合は、申請時に前回申請者としての特定が必要と思われませんが(誰でも検索できる状態は不可と思われませんが)その認識で宜しいでしょうか？その際の前回申請者の特定は担当者連絡先メールアドレスでも宜しいでしょうか？また前回の添付書類の内容まで今回申請者が見れるようなシステムは想定していませんが宜しいでしょうか？

回答5 前回申請内容を申請画面に表示させる場合には、前回申請者としての特定が必要ですが、その特定方法等をご提案によります。

質問6 申請者の審査について、基本情報については前回事業支給者の変更部分と新規の申請者に対するの取得事項と添付書類の照合という認識で宜しいでしょうか？(前回事業支給者が今回「前回から変更無し」と申し出た場合、取得情報と前回の添付書類の照合は不要という認識で宜しいでしょうか？)

回答6 前段についてはお見込みのとおりですが、前回事業の受給者が「変更無し」と申し出た場合においても前回の添付書類の確認(電力契約期間が有効か等)は必要となります。

質問7 仕様書7(1)カ について事業延長となった場合に係るシステムの運用費用及びその他コストは事業延長決定の際の協議でよろしいでしょうか。

回答7 お見込みのとおりです。

質問8 仕様書7(6)イ は(1)【申請様式】の「取得事項」のデータ項目リストと「添付書類」のデータという認識で宜しいでしょうか？(紙申請のものは添付書類含めデータ化する必要はございますか？)

回答8 仕様書に記載のとおり、提出物としては、支援金の給付に係る情報、郵送で受領した支援金給付申請書等、データベースで管理していたデータ一式です。なお、紙で申請された書類等についても、データ化して提出いただく必要があります。

質問9 7(6)に関する報告データの他に、発注者に提出を求められるデータなど想定されていますか？例えば、申請・給付中の進捗報告の際、件数や申請・支給金額の他に、申請リストなどを求められることは想定されていますでしょうか？(その場合はリスト記載想定項目などございますか？)

回答9 必要に応じて、申請給付状況や、申請者リスト等のデータの作成・提出を依頼する場合があります。申請者リストについては、事業者名や所在地、電力使用量、給付申請額、申請・給付日等の情報を想定しています。

質問 10 前回実施の際のスタッフは何名で行っていたか？(繁閑毎に増減があれば加えて教えていただきたい)

回答 10 前回事業における直近分(令和6年4~5月使用分)の体制として、事務スタッフは4名でした。

質問 11 前回の従事日及び勤務(事務局開設)時間

回答 11 事務局の開設日は平日のみであり、1日の勤務時間は7時間でした。

質問 12 仕様書 4 滋賀県在住の方の雇用を確保すれば、作業場所は滋賀県内以外に設置してもよろしいでしょうか。

回答 12 お見込みのとおりです。

質問 13 仕様書 6(2) 直接受電事業者(約 30)、間接受電事業者(約 160)のうち、どれくらいの割合の事業者様が第 6 期までに申請受付をされていますか？

回答 13 前回事業の第 6 期(間接受電第5期)においては、直接受電事業者 25 者、間接受電事業者 142 者から申請いただきました。

質問 14 仕様書 6(2)アイ、仕様書 7(1)イ 1 期から 6 期までの申請数推移と、そのうち郵送書類の割合をご教示ねがえますでしょうか。

回答 14 申請者数と郵送割合は以下のとおりです。

| | | | | |
|-------------|------|-----|------|------|
| 第1期 | 申請者数 | 171 | 郵送割合 | 5.3% |
| 第2期(直接受電のみ) | 申請者数 | 30 | 郵送割合 | 3.3% |
| 第3期(間接第2期) | 申請者数 | 173 | 郵送割合 | 5.8% |
| 第4期(間接第3期) | 申請者数 | 181 | 郵送割合 | 3.9% |
| 第5期(間接第4期) | 申請者数 | 170 | 郵送割合 | 4.7% |
| 第6期(間接第5期) | 申請者数 | 142 | 郵送割合 | 5.6% |

質問 15 仕様書 7(1)アイ 事務局構築は～4/9 までの間に行い、開設は 4/10 からの予定でよろしいでしょうか。

回答 15 特に指定はありませんので、仕様書記載のとおり、令和7年4月10日(木)から受付が開始できるよう、ご提案ください。

質問 16 仕様書 7(1)アイ オンライン申請以外は郵送のみ受付。持参は受付不可という運用でよろしいでしょうか。

回答 16 オンライン申請および郵送での対応については仕様書に記載のとおりです。持参については特に指定はありませんので、ご提案によります。

質問 17 仕様書 7(2)イ 事務局受付時間は前回同様に 平日 9 時 30 分～17 時の予定でしょうか。

回答 17 問合せ対応を行う曜日や時間帯については、平日 9 時 30 分～17 時 00 分(土・日・祝日を除く)を想定しておりますが、特に指定はありません。

質問 18 仕様書 7(2)イ CC 開設も事務局同様に 4/10 からの受電受付開始でよろしいでしょうか。

回答 18 令和7年4月10日(木)の申請受付開始までには、コールセンターを開設している必要がありますが、開設日についてはご提案によります。

質問 19 仕様書 7(2)イ 電話回線番号は IP 電話回線 050 での受付でもよろしいでしょうか。

回答 19 特に指定はありません。

質問 20 仕様書 7(2)イ 電話回線の本数に指定はありますか。

回答 20 特に指定はありません。

質問 21 仕様書 7(1)ウ、エ 前回申請時には(マイページに)メールアドレスとパスワードの認証があった模様です。今回の申請者の運用も同様の仕様が必要でしょうか。他の仕様で例えばメールアドレス認証手続き完了後、ログイン URL を申請者へ送付、URL からマイページにログインする方式でもよろしいでしょうか。(申請フォームのメールアドレス登録時に、二重申請の防止対策として過去に登録された、同一メールアドレスの登録不可の仕様を採用します。)

回答 21 特に指定はありませんので、ご提案によります。

質問 22 仕様書 7(1)ウ、エ、オ 前回申請時のデータに、一意キー(ユニークキー)となる情報はありますか。

回答 22 前回申請時のデータは、仕様書5～6ページ(取得事項)に記載のとおりであり、別途、事務局において一意キー(ユニークキー)を付与することはしていません。

質問 23 仕様書 7(1)オ 前回申請データについては、どのような形式、媒体で共有いただけますでしょうか。

回答 23 前回の申請に関するデータについては、申請内容等はエクセルデータ形式で提供し、申請の際の添付資料についてはPDF形式で提供する予定です。

質問 24 仕様書 7(1)オ 前回申請者のメールアドレスは、共有いただける情報に含まれますでしょうか。

回答 24 お見込みのとおりです。

質問 25 仕様書 7(1)カ 仮に事業延長があるとすれば、延長までの間隔はどれくらいの期間を想定されておられますでしょうか。

回答 25 本事業の実施期間は、国による激変緩和措置(電気料金支援)の期間等にも左右されるため、現時点では未定です。

質問 26 仕様書 7(1)キ 1 事業者が申請しうる、事業所数の最大件数はどの程度でしょうか。前回事業での実績や、想定されている事業所数をお教えいただけますでしょうか。

回答 26 前回事業において、1事業者が申請した最大の事業所数は8件あり、同程度を想定しております。

質問 27 仕様書 9(10)オ ウェブサイトでの周知、ドメインの保持について、本事業の終了後1年間とは、通常令和8年6月をさし、その後当面の間とは、例えば半年であれば、令和8年12月頃までを想定されておられますでしょうか。

回答 27 前段についてはお見込みのとおりです。「当面の間」につきましては、ウェブサイトへのアクセス状況等を見極めながら、ドメインの保持終了期間を協議させていただきます。